



# 秋田県公報

告示	目次	ページ
皆伐面積の限度(一〇二〇・森林整備課).....		1

秋田県告示第十号  
 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成十七年十二月一日

秋田県知事 寺田典城

米代川中流	米代川上流	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)	所在市町村
四四七・三三三	八九八・三三三	水源かん養保安林(ヘクターール)	土砂流出防備保安林(ヘクターール)	大館市、北秋田市
二〇八・一一一	七二・七六	保安林(ヘクターール)	保安林(ヘクターール)	鹿角市、小坂町

子吉川上流	子吉川下流	雄物川上流	皆瀬川	平鹿地区	川口川	玉川	雄物川下流	太平川	男鹿地区	馬場目川	三種川	水沢川	米代川下流	阿仁川
四六三・二三三	一二八・五八	六四一・七九	四六六・二三三	四〇三・九八	二五八・五四	八一・八四	二八七・五四	一七六・四二	四・八四	一三九・一六	四六・九二	二七〇・四七	四三六・九五	八三三・七九
七九・九六	四八・一三	一一六・五九	一六二・九二	五二・〇六	三一・二四	八五・二三	六九・一二	五・三六	七・一〇	六・五七	三〇・九八	八三・九四	八二・一七	九一・一九
由利本荘市、羽後町	由利本荘市	湯沢市、羽後町	湯沢市、横手市、東成瀬村	横手市	大仙市、美郷町	仙北市	秋田市、大仙市	秋田市	男鹿市	潟上市、五城目町、井川町	琴丘町、山本町	八森町、峰浜村	能代市、二ツ井町、藤里町	北秋田市、上小阿仁村

秋田南 "	男鹿 "	八竜 "	峰浜 "	八森防風保安林	金浦 "	由利本荘 "	秋田南 "	潟上・秋田北 "	男鹿 "	八竜 "	能代 "	峰浜飛砂防備保安林	同一の単位とされる保安林	白雪川 一七七・二九
〇・六二	一二・四四	〇・二四	〇・三八	〇・五八	〇・二二	六・八八	二三・四五	一・〇八	一・九一	〇・四〇	一七・六二	九・二四	皆伐面積の限度 たる面積 (残存許容限度) (ヘクタール)	八・三〇
秋田市	男鹿市	八竜町	峰浜村	八森町	にかほ市	由利本荘市	秋田市	秋田市、潟上市	男鹿市	八竜町	能代市	峰浜村	所在市町村	由利本荘市、にかほ市

子吉川下流 "	雄物川上流 "	皆瀬川 "	平鹿地区 "	川口川 "	玉川 "	雄物川下流 "	太平川 "	男鹿地区 "	馬場目川 "	三種川 "	米代川下流 "	阿仁川 "	米代川中流 "	米代川上流干害防備保安林
一一・九六	二・〇三	七・〇〇	一・一二	三・二六	四・七四	七・二〇	一・〇〇	一・二〇	二二・四三	三三・四一	〇・九六	一・八二	二三・四二	〇・四一
由利本荘市	湯沢市	湯沢市、東成瀬村	横手市	大仙市、美郷町	仙北市	秋田市、大仙市	秋田市	男鹿市	潟上市、井川町	琴丘町、山本町	藤里町	北秋田市	大館市、北秋田市	鹿角市

五城目 "	本庄 "	皆瀬 "	田沢湖 "	角館 "	河辺 "	秋田保健保安林	白雪川 "	子吉川上流干害防備保安林
一・一九	〇・二〇	〇・二八	二・五八	〇・六四	〇・六二	七・六四	二・九四	二・三四
五城目町	由利本荘市	湯沢市	仙北市	仙北市	秋田市	秋田市	にかほ市	由利本荘市

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄